



長野県報

5 月 12 日 (月)
令 和 7 年
(2 0 2 5 年)
第 607 号

目 次

規 則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則（警務課） 1

告 示

解除予定保安林にする旨の通知（2 件）（森林づくり推進課）..... 2

長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課） 2

公 告

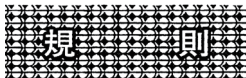
特定調達契約に係る落札者の決定（DX 推進課デジタルインフラ整備室） 3

国土調査法に基づく成果の認証（農地整備課） 3

土地改良区の定款変更の認可（3 件）（農地整備課）..... 4

土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課） 4

土地改良区連合役員の就退任の届出（2 件）（農地整備課）..... 5



警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 7 年 5 月 12 日

長野県公安委員会委員長 柳 平 千代一

長野県公安委員会規則第 7 号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則（昭和 29 年長野県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号、様式第 5 号、様式第 6 号、様式第 8 号及び様式第 9 号の 2 から様式第 11 号までの規定中

扶 養 親 族	配 偶 者		円
	子	人	円
	特定期間 にある子	人	円
	その他	人	円

を

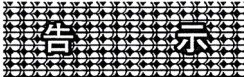
扶 養 親 族	子	人	円
	満 15 歳に達する日後の 最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の 最初の 3 月 31 日までの 間にある子	人	円
	その他	人	円

に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(用紙の使用に関する経過措置)
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

警 務 課



長野県告示第224号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和7年5月12日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿南町字西條2483 の 1 ・ 2484 の 3 ・ 2557 の 12（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第225号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和7年5月12日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
北佐久郡軽井沢町大字茂沢字金井淵1088 の 1 ・ 1094 の 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第226号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和7年5月1日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和7年5月12日

長野県知事 阿 部 守 一